



平成 23 年 1 月 20 日

各 位

会社名 株式会社 クレオ
代表者名 代表取締役社長 土屋 淳一
(JASDAQ・コード 9 6 9 8)
問合せ先 執行役員管理本部長 石塚 敏明
TEL 0 3 - 3 4 4 5 - 3 5 0 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 1 月 20 日開催の取締役会において、平成 23 年 2 月 17 日開催予定の臨時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の主旨及び目的

当社は、平成 23 年 1 月 20 日付で公表いたしました「臨時株主総会の付議議案の決定に関するお知らせ」の第 2 号議案 新設分割計画承認の件、第 3 号議案 吸収分割契約承認の件が原案どおり承認されることを条件とし、平成 23 年 4 月 1 日をもって持株会社制に移行することに伴い、以下の変更を行います。

- 1) 持株会社制に移行することに対応して現行定款第 2 条の変更を行うものであります。
- 2) 本変更に係る経過的な措置を定めるため、附則に所要の規定を設け効力発生時期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更部分であります。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| 第 1 条 (略) | 第 1 条 (現行どおり) |
| 第 2 条【目的】 | 第 2 条【目的】 |
| <u>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</u> | <u>1. 当社は、次の事業を営むことならびに次の各号の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u> |
| <u>(1) コンピュータソフトウェアの研究開発とこれの販売</u> | <u>(1) コンピュータソフトウェアの開発、販売、保守および輸出入ならびにその開発業務の受託</u> |
| <u>(2) システム設計、プログラミング、オペレーション、プログラムの販売およびコンサルティング</u> | <u>(2) コンピュータおよびその周辺機器の販売、貸与および輸出入</u> |

| | |
|--|--|
| <u>(3) データ伝送および通信機器の販売ならびに保守、工事</u> | <u>(3) コンピュータの操作、導入システム開発等教育の研究開発、販売、輸入ならびに輸出</u> |
| <u>(4) 電子計算機およびこれに関連する機器の販売ならびに輸出輸入業</u> | <u>(4) インターネット等ネットワークを利用した業務システムの開発、販売、運用および貸与</u> |
| <u>(5) 電子計算機による計算請負および技術者の派遣</u> | <u>(5) 人事、総務および経理などの事務の受託</u> |
| <u>(6) 電子計算機に関連する消耗品の販売および出版販売</u> | <u>(6) 情報処理および通信に関する人材育成のための教育、訓練ならびに教材の企画、開発、販売、貸与および輸出入</u> |
| <u>(7) 前各号に付帯する一切の業務</u> | <u>(7) 経営に関する図書刊行物等の出版ならびに講演会または研修会などの企画、立案および実施業務</u> |
| (新設) | <u>(8) システム設計、プログラミング、オペレーション、プログラムの販売およびコンサルティング</u> |
| (新設) | <u>(9) データ伝送および通信機器の販売、保守ならびに工事</u> |
| (新設) | <u>(10) 電子計算機による計算請負</u> |
| (新設) | <u>(11) 情報提供・処理サービス</u> |
| (新設) | <u>(12) インターネットを利用した通信販売・通信販売の仲介業務、および情報提供サービス業</u> |
| (新設) | <u>(13) インターネットプロバイダーサービスの販売代理</u> |
| (新設) | <u>(14) キャラクターの企画、デザイン、著作権取得および販売</u> |
| (新設) | <u>(15) 一般商品の販売</u> |
| (新設) | <u>(16) 広告代理業</u> |
| (新設) | <u>(17) 書籍・雑誌等の出版および販売</u> |
| (新設) | <u>(18) 労働者派遣事業</u> |
| (新設) | <u>(19) 有料職業紹介事業</u> |
| (新設) | <u>(20) 前各号に附帯関連する一切の業務</u> |
| (新設) | <u>2. 当社は、次の各号の事業および附帯する一切の事業を営むことを目的とする。</u> |
| (新設) | <u>(1) 関連各種企業に対する経営指導および業務の委託</u> |
| (新設) | <u>(2) 金銭の貸付、その代理</u> |
| (新設) | <u>(3) ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権および著作権の取得、貸与並びに売買</u> |
| (新設) | 附則 <u>第2条の変更は、2011年4月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、第2条の変更の効力発生後これを削除する。</u> |
| 第3条 ～ 第42条 (略) | 第3条 ～ 第42条 (現行どおり) |

3. 定款変更の効力発生日(予定) 平成23年4月1日

以上